

津島市地域公共交通会議要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び市町村運営有償運送に関する協議を行うため、津島市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関する事項
- (2) 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第1号に規定する市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (3) 市民又は旅客を代表する者
- (4) 国土交通省中部運輸局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 道路管理者
- (7) 愛知県津島警察署長又はその指名する者
- (8) 学識経験を有する者
- (9) 市長の指名する職員
- (10) その他交通会議の運営上必要と認められる者

(役員)

第4条 交通会議に会長を置き、交通会議を主宰する市長の指名する職員をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議は、市長が招集する。

- 2 交通会議においては、会長が議長となる。
- 3 交通会議は、その構成員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 交通会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、書面により協議し、議事を決することができる。この場合においては、第4項の規定を準用する。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、その誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について調査、検討等を行うため、必要に応じて交通会議に部会を設置することができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月6日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に行われる交通会議の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成28年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。